

議事要旨(3) 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表に伴う他の会計基準等の改正の公表について

冒頭、新井副委員長（過年度遡及修正専門委員会専門委員長）から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴う、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」、「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」、「四半期財務諸表に関する会計基準」、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の改正については、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き、前田専門研究員より、前回委員会からの修正点等について説明がなされ、質疑応答が行われた。主な質疑応答は以下のとおりである。

○第 2 四半期以降に減価償却方法を変更した場合の注記について

- ・ ある委員から、減価償却方法を変更した場合は会計上の見積りと同様の影響額を注記するのか、その場合、第 2 四半期以降の変更であれば、その翌年度において比較可能性の確保のために現行の基準で求めている影響額が注記されなくなるのは問題ないかという質問があった。これに対して事務局から、企業会計基準第 24 号の取扱いと同様に、減価償却方法を変更した場合の四半期における影響額の注記も会計上の見積りと同様に取り扱っている旨、また、一部の情報が開示されなくなるのは会計上の見積りと同様の開示を求める整理を行った結果であり、第 2 四半期以降の減価償却方法の変更時という特定の事象に限定して開示の定めを設けることは難しいが、将来的に四半期開示制度が見直される機会に必要な応じて検討したい旨の回答があった。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 9 名全員の賛成により、当該会計基準等の公表が承認された。

以 上